

## 第 50 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 次第

日 時 令和 4 年 1 月 19 日（水） 17 時 30 分から

場 所 西庁舎 6 階災害対策本部室

### 議題

1. まん延防止等重点措置の適用に係る今後の対応について
2. その他



# 特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日

Kanagawa Prefectural Government

## まん延防止等重点措置の区域と期間

### 【対象区域】

県内全市町村

### 【実施期間】

令和4年1月21日（金）から  
2月13日（日）まで（24日間）

Kanagawa Prefectural Government

# まん延防止等重点措置の内容

県民向け	一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）		
飲食店	時短等	<b>【マスク飲食実施店認証店】</b> ① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時） 協力金：2.5～7.5万円/日 ② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日 <b>【非認証店】</b> 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金：3～10万円/日	①と②のどちらかを認証店が選択可能
		人数	
大規模集客施設等	入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守		
イベント	【安全計画を策定した場合】収容定員：上限2万人		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり チェックリスト公表 大声なし チェックリスト公表(安全計画なし) 安全計画策定	5,000人を上限として収容定員の半分まで可 収容定員まで可	5,000人まで可 2万人を上限として収容定員まで可

Nagasaki Prefectural Government

2

## 県民の皆さんに対して

### 一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）  
 ※生活に必要な場合の例  
 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
 必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
 生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）

3

## 飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等	○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>【マスク飲食実施店認証店】</th> <th>【非認証店】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)</td> <td>5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> </tr> <tr> <td>②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記①と②のどちらかを認証店が選択</td> </tr> </tbody> </table>	【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】	①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日	②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日		上記①と②のどちらかを認証店が選択
【マスク飲食実施店認証店】	【非認証店】							
①5時から21時までの時短要請・酒類提供可 協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)	5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日							
②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止 協力金:3~10万円/日								
上記①と②のどちらかを認証店が選択								
	○利用者の人数制限(法第24条第9項) 1テーブル4人以内 ※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし)							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							
大規模集客施設等	○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請 (法第31条の6第1項、令第5条の5)							
	○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)							

Kanagawa Prefectural Government

4

## イベントに対して

イベント	○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)		
		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
	大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可
	大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可
安全計画策定			2万人を上限として収容定員まで可
	<p>※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」</p> <p>※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要 ・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提</p> <p>※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。</p>		
	○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)		
	○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)		

Kanagawa Prefectural Government

5

## その他

### 【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

### 【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

### 【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
  - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

6

# 飲食店等に対する協力金（第16弾）について（案）

対象区域	県内全市町村		
対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等		
想定対象店舗数	約40,000店舗		
飲食店の区分	マスク飲食実施店認証店 ※どちらかを店舗ごとを選択可能		非認証店
協力金の 交付要件 (1/21～ 2/13の 24日間)	要請区分	要請A	要請B
	営業時間	・5時から21時まで	・5時から20時まで
	酒類提供 時間	・酒類の提供は11時から20時まで	・酒類の提供を終日停止 (酒類の店内持込を含む)
	その他の 交付要件	○1テーブル4人以内。ただし、認証店である披露宴会場など（慶弔行事に使用する会場）は、対象者に対する全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし	○1テーブル4人以内
協力金の算定方法	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.3 (下限2.5万円/日、上限7.5万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」又は 「前(前々、前々々)年の売上高×0.3」 のいずれか低い額)</p> <p>※全期間、Aの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でA⇒BまたはB⇒Aの要請内容に 変更した場合は、全期間この金額を交付</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の売上高×0.4 (下限3万円/日、上限10万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業も選択可) 前(前々、前々々)年からの売上高 減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万円/日」)</p> <p>※全期間、Bの要請内容を満たした場合の1日 当たり交付額 ※期間の途中でAの要請内容に変更した場合は、 全期間Aの金額を交付</p>	<p>&lt;中小企業&gt; 売上高方式 前(前々、前々々)年の 売上高×0.4 (下限3万円/日、 上限10万円/日)</p> <p>&lt;大企業&gt; 売上高減少額方式(中小企業 も選択可) 前(前々、前々々)年から の売上高減少額×0.4 (下限なし、上限は「20万 円/日」)</p>
先行交付	実施しない		
所要額	協力金 約400億円		

## 協力金の1日当たり交付額(売上高方式)

- 1月21日の要請開始日までに、【要請A】又は【要請B】を選択し、該当する掲示物を店先等に掲示。  
○途中変更は可能とするが、その場合、全期間【要請A】の協力金交付額(@2.5万円～7.5万円/日)を適用。

### ① マスク飲食実施店認証店

要請A	・全期間、21時までの時短(酒類提供20時まで)	1/21 → A → 2/13	1日当たり 交付額 2.5万円～ 7.5万円	
要請B	・全期間、20時までの時短(酒類提供なし)又は休業	B	3万円～ 10万円	
途中変更	・期間中、1日でも20時を超えて営業(21時までの時短)又は酒類を提供	A → B → A → B	2.5万円～ 7.5万円	
② 非認証店	要請C	・全期間、20時までの時短(酒類提供なし)又は休業	C	3万円～ 10万円

注)1月21日の要請開始日に各店舗の時短営業等の準備が間に合わない場合は、準備が整い次第開始していただき、要請終了日(2月13日)まで継続していただいた場合に、時短営業を開始した日から要請終了日までの協力金を交付します。

#### 【凡例】

- A : 21時までの時短営業(酒類提供20時まで)  
B : 20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業  
※ 1日でも20時を超えて営業(21時まで)又は酒類を提供した場合は、要請期間を通じて、2.5～7.5万円となります  
C : 20時までの時短営業(酒類提供なし)又は休業





令和2年2月26日策定  
令和2年2月28日改定  
令和2年3月11日改定  
令和2年3月24日改定  
令和2年3月26日改定  
令和2年3月30日改定  
令和2年4月6日改定  
令和2年4月7日改定  
令和2年5月5日改定  
令和2年5月25日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年3月18日改定  
令和3年3月24日改定  
令和3年4月16日改定  
令和3年7月30日改定  
令和3年8月17日改定  
令和3年8月26日改定  
令和3年9月9日改定  
令和3年9月28日改定  
令和3年10月20日改定  
令和4年1月19日改定

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に定める「県機関における取組」については、次のとおりとする。

### 1 全庁を挙げた対策の実施

全部局・任命権者が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部体制の下、急を要しない事業の中止や見直しを徹底し、医療提供体制の維持、県内経済の安定や県庁における非常時優先業務の継続に向けて、「全庁コロナ・シフト」を維持する。

### 2 新しい生活様式の定着に向けた取組

#### (1) 職員向け対策

- ・ 職員一人ひとりが、日常の感染予防対策に努めるとともに、すべての所属において換気や消毒など職場の感染予防対策に努める。
- ・ テレワーク等を率先して実施することにより、職場の出勤者の減少や交通機関の混雑緩和を図り、身体的距離を確保した環境づくりに努める。
- ・ オフィスへの通勤や対面での業務を前提としない働き方を継続していくため、リモートによる会議の実施など、電子化・オンライン化を推進する。
- ・ なお、これらの対策の具体的な対応については、状況の変化に応じて、適宜通知により周知徹底を図る。

#### (2) 県民利用施設（\*入所施設を除く）

個々の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、運営する。

#### (3) 県民等への対応

県民や事業者の皆様ができるだけ来庁しなくてすむように、県への提出物等について、郵送やインターネットによる提出を周知・要請する。

また、県民や事業者の皆様が来庁した場合に備えて、窓口における透明間仕切りシートの設置などの感染症防止対策を実施する。

業務上やむを得ず、県民や事業者等の相手方へ訪問する際には、最低限の人数・時間とし、感染症の拡大防止対策に十分留意した上で行う。

### 3 イベント等の実施の扱い

別添資料1「イベント等の実施の扱い」

### 4 公立学校向け対策

別添資料2「県教育委員会における今後の教育活動等について」

## イベント等の実施の扱い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針のうち「3イベント等の実施の扱い」について、県が主催するイベント等については、県民、事業者、医療・福祉従事者等の方々への支援等のために「全庁コロナ・シフト」の考え方のもと、職員を確保する観点から、次のとおりとする。

## 1 対象期間

令和4年3月31日まで

## 2 対応

## (1) 県が主催するイベント等

「全庁コロナ・シフト」を継続するため、県が主催するイベント等は、原則、中止又は延期とする。

なお、開催する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対応方針」に基づき、イベントの開催制限を遵守するとともに、基本的な感染防止対策を徹底する。

## (2) 会議・研修等

不要・不急の会議・研修等については、原則、中止又は延期とする。

なお、開催せざるを得ない会議・研修等は、まず電子会議への切替え、書面開催を検討し、難しい場合には、規模の縮小、時間の短縮、座席間隔の確保や間引き等を行い、基本的な感染防止対策を徹底したうえで、開催することができる。

## 県教育委員会における今後の教育活動等について

(令和4年1月19日現在)

## 1 公立学校における対応について

## (1) 県立学校

まん延防止等重点措置期間中の感染状況、特に感染力が強いオミクロン株の影響に鑑み、児童・生徒の安全安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

## &lt;高等学校、中等教育学校&gt;

ア 当面の間は、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校が実施できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

## &lt;特別支援学校&gt;

当面の間は、時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

## 《県立学校における児童・生徒への対応》

## ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、その状況に応じて学校の一部又は全部を臨時休業とする。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

## イ 学習活動について

- 感染リスクの高い活動は可能な限り避けることとした上で、学びを継続する。

## ウ 部活動について

- 万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。 ※合同チームの場合は、他校での活動を可とする。
  - ・活動は、平日の放課後のみ90分程度、週4日を上限とする。
- 大会等への参加については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、中止とする。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の観点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川

県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。その際も、感染防止対策を徹底する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。

②卒業式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
  - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1 m 程度の間隔を確保)
  - ・式への参列者は、卒業生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、卒業生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各校の実情に応じる。)

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら、まん延防止等重点措置の実施期間中は次のとおり対応する。
  - ・博物館・美術館は、事前予約された方に限り入館を可能とする。
  - ・図書館は、通常どおり開館する。なお、一定の人数を超えた場合、入場制限を行う。
  - ・博物館・美術館、図書館における講座等については、事前予約制により実施する。

- ※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。
- ※ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。

参考

令和4年1月19日

## 令和4年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応 について

現在、本県においても、感染力が強い変異株(オミクロン株)による感染が拡大していることから、令和4年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における受検者の受検機会の更なる確保を図るため、次のとおり対応することとしますのでお知らせします。

### 1 公立高等学校入学者選抜(共通選抜)における追検査の日程変更について

- 令和4年度入学者選抜の共通選抜(2月15日(火曜日)から実施)において、新型コロナウイルス感染症又は濃厚接触者と認定された受検者の受検機会の確保を図るため、2月21日(月曜日)に予定していた追検査の日程を、学力検査日(2月15日(火曜日))から10日後の2月25日(金曜日)に変更します。  
また、2月22日(火曜日)及び24日(木曜日)に予定していた一般募集クリエイティブスクール、連携型中高一貫教育校連携募集(県立愛川)及びびんくろーしゅ教育実践推進校特別募集の追検査も2月25日(金曜日)に変更します。

### 2 公立高等学校入学者選抜(定通分割選抜)における追加の検査の実施について

- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、定通分割選抜(3月11日(金曜日))を受検できなかった受検者を対象として、3月25日(金曜日)に定通分割選抜の追加の検査を実施します。

[参考] 入学者選抜日程と各検査の対象者

○ 共通選抜

入学者選抜日程	各検査の対象者
2月15日(火曜日) 学力検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の体調不良のない者</li> <li>・濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者</li> </ul>
<u>2月25日(金曜日)「追加検査」</u> 学力検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフルエンザを含めた体調不良のために2月15日の検査を受検できなかった者</li> <li>・新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、2月15日の検査を受検できなかった者</li> </ul>
3月1日(火曜日) 合格発表 「追加の検査」志願状況公表	

3月10日(木曜日)「追加の検査」 学力検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、2月15日の学力検査等及び25日の追検査を受検できなかった者のうち、「追加の検査」の受検を希望する者</li> </ul>
3月16日(水曜日)「追加の検査」 合格発表 ※「追加の検査」の受検者のうち、進路未決定者がいる場合には、別途対応する。	

○ 定通分割選抜

入学者選抜日程	各検査の対象者
3月11日(金曜日) 学力検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱等の体調不良のない者</li> <li>・濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者</li> </ul>
3月18日(金曜日) 合格発表 「追加の検査」志願状況公表	
<u>3月25日(金曜日)「追加の検査」</u> 面接等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、3月11日の検査を受検できなかった者のうち、「追加の検査」の受検を希望する者</li> <li>※受検生の状況により、書類選考による選抜も行う。</li> </ul>
3月29日(火曜日)「追加の検査」 合格発表	

# オミクロン株による 感染急拡大への対応 (病床確保フェーズの引き上げ)

神奈川県 医療危機対策本部室

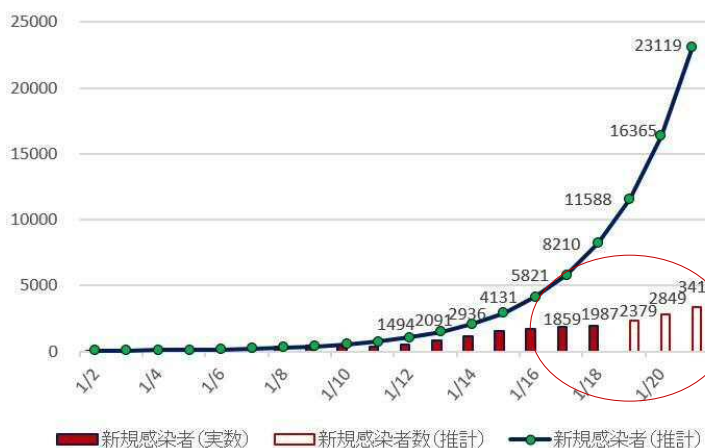
2022年1月19日

## 推計値と実績値の比較～新規発生患者

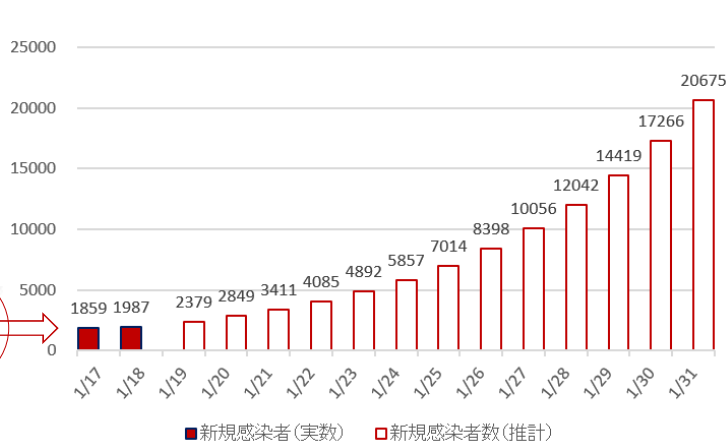
- (図1)では、1月2日から新規発生患者数が前日比1.41倍(2日で2倍)で推移した場合の推計と実績値及び直近7日間の増加率(1.2倍)で推移した場合の推計との比較を行った。
- (図2)では、直近7日間の増加率(1.2倍)で推移した場合の1月31日までのシミュレーションを行った。

2022年1月18日現在

◇(図1)新規発生患者数の推計と実績の比較



◇(図2)新規発生患者数の推計(直近7日間の増加率)

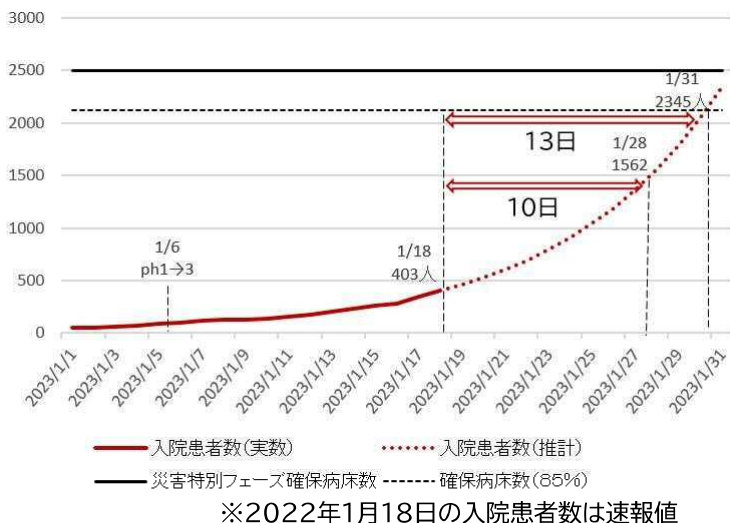


※2022年1月18日の新規発生患者数は速報値

# 急激に入院患者増加している

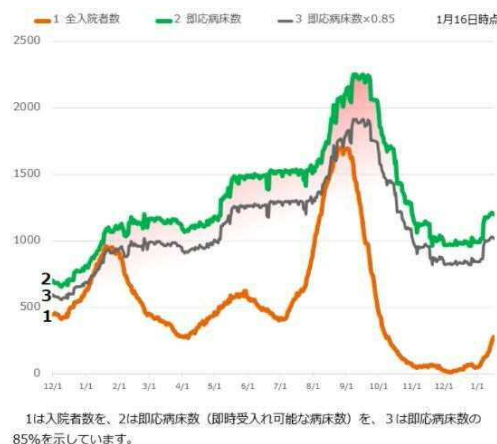
○ 直近7日間の入院者の増加率(1.15倍)で入院者が増加していくと、10日後にはフェーズ3の確保病床の85%に相当する病床(1445床)に、13日後には、災害特別フェーズの確保病床の85%に相当する病床(2125床)に到達する可能性がある。

◇(図3)入院患者数の推計と実績の比較



◇(表)推計により確保病床数の85%を超える日

	確保病床数	確保病床数(85%)	85%を超える日	入院患者数(推計)
災害特別フェーズ	2500床	2125床	1月31日	2345人
フェーズ4	2100床	1785床	1月29日	1789人
フェーズ3	1700床	1445床	1月28日	1562人

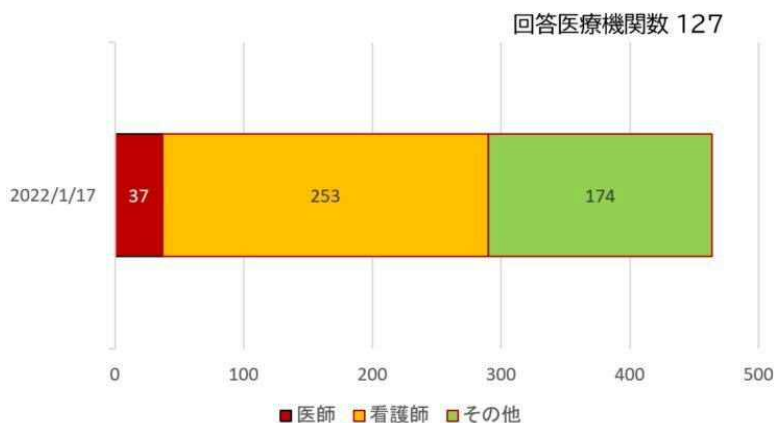


3

# 「医療従事者の出勤停止状況日次調査」

○1月17日(月)の出勤停止者数は、県内で464人(速報値)。  
○回答医療機関は127でした(回答率65.4%)

◇職種別の出勤停止人数(1月17日)



◇認定区分別の出勤停止人数



他の疾患で入院の必要がある患者がコロナ感染  
⇒コロナ病棟で種々の疾患（肺炎に限らない）を診る体制必要  
⇒必ずしもコロナ自体は重症ではない

コロナ病棟に入れるしかない  
コロナ病床の需要高まるが、診療内容はそれぞれの疾患

5

コロナ病棟の需要は高い  
コロナ病床の需要高まるが、診療内容はそれぞれの疾患

冬場は病床利用率が高い時期にあたるため、  
延期可能医療の延期「県医療緊急非常対応指針」発動で病床確保するか・・・

**「災害フェーズ」** への引き上げ？

6

# 一般検査事業(無料検査)の期間延長

オミクロン株による感染拡大を踏まえ、令和3年12月28日から令和4年1月31日までの期間を対象に、感染拡大傾向時の一般検査事業(無料検査)を実施してきたが、対象期間を延長する。

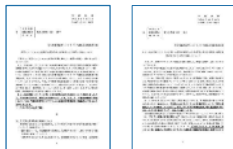
- 延長期間 令和4年2月28日まで(予定) ※国と協議して決定
- 対象範囲 県内在住で、感染不安を感じる方(無症状者)  
(検査拠点数: 1月18日現在登録数 381か所)

【(参考)これまでの実績】(速報値、ワクチン・検査パッケージ定着促進事業を含む)

期間	PCR・抗原定量			抗原定性			計		
	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)	検査数 (件)	陽性数 (件)	陽性率 (%)
12/21～12/26	86	0	0.0%	1	0	0.0%	87	0	0.0%
12/27～1/2	5,312	8	0.2%	1,954	0	0.0%	7,266	8	0.1%
1/3～1/9	6,283	130	2.1%	1,458	21	1.4%	7,741	151	2.0%
計	11,681	138	1.2%	3,413	21	0.6%	15,094	159	1.1%



# 1/14 厚労省通知に基づくオミクロン感染者の取扱い変更等について



令和4年1月5日（1月14日一部改正）厚労省事務連絡  
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

令和3年11月30日（1月14日一部改正）厚労省事務連絡  
「B.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」

神奈川県では、L452R陰性率78.3%(1月9日現在)のため、次の対応とする

## L452Rの陰性率が70%を超える自治体は、次の対応を行うことができる

### 陽性者の扱い

- COVID-19陽性者はオミクロン感染者として扱う
- ワクチン接種の有無に関わらず、発症日（検体採取日）から10日後に療養解除

※これまでの療養解除基準と同様（2回陰性確認必須としない）

- 入院時も他の検査陽性者と同室可（陰圧不要）
- 重症患者は変異株PCR検査及びゲノム解析が必要

従来の基準の通り、発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過後にPCR検査で2回連続陰性が確認された場合も退院可能

### 濃厚接触者の扱い

積極的疫学調査実施要領を基本とし

- COVID-19陽性者の濃厚接触者はオミクロン感染者の濃厚接触者として扱う
- 待機期間は、最終曝露日から10日間
- 無症状の社会機能維持者※は次の取扱いが可能

検査費用は事業主が負担した上で、  
・PCR/抗原定量検査...6日目  
・抗原検査キット...6日目と7日目  
...に陰性が確認できれば待機を解除できる

※社会機能を維持するために必要な事業に従事する者

## 神奈川県における社会機能維持者の事業者

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月●日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業に従事する者。

### 1. 医療体制の維持

- 全ての医療関係者
- 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- 高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）
- 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者
  - インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - 生活必需物資提供関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー・コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

# 神奈川県における社会機能維持者の事業者

## 4. 社会の安定の維持

- 社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の業務継続
  - ①金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
  - ②物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
  - ③国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機・潜水艦等）
  - ④企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
  - ⑤安全安心に必要な社会基盤（河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
  - ⑥行政サービス等（警察、消防、その他の行政サービス）
  - ⑦育児サービス（託児所等）

## 5. その他

- 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等
- 学校等については、児童生徒等や学校の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

(案)

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和4年月日)(新旧対照表)

(主な変更点)

(下線部分は改定箇所)

変 更 案	現 行
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日(令和4年1月〇日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>序文(略)</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (1) 新型コロナウイルス感染症の特徴 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この中で、現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されて</li> </ul>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針</p> <p>令和3年11月19日(令和4年1月7日変更) 新型コロナウイルス感染症対策本部決定</p> <p>序文(略)</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実 (1) 新型コロナウイルス感染症の特徴 新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この中で、現在、感染力が強く、再感染リスク増加やワクチンの効果を弱める可能性が指摘されて</li> </ul>

1

<p>いる B.1.1.529 系統の変異株(オミクロン株)の国内における急速な感染拡大が懸念されている。オミクロン株については、令和3年11月24日に南アフリカから WHO へ最初のオミクロン株感染例が報告されてから、令和4年1月7日までに全世界で149か国から感染例が報告され、感染拡大が進んでいる。我が国においては、令和3年11月28日に懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)に位置付けられ、令和4年1月13日までに水際関係を含め3,699例の感染例が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株については、<u>国内外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、デルタ株に比べて世代時間、倍加時間や潜伏期間の短縮、二次感染リスクや再感染リスクの増大が確認されており、感染拡大のスピードが極めて速い。国内においても感染例の急増と、オミクロン株への置き換わりが確認されている。まず軽症者の数が急激に増加し、併せて中等症者も一定程度増加し、その後、高齢者に伝播し、重症者数、入院者数も増え医療全体が逼迫し、更に社会機能の維持も困難になってくること</u></li> </ul>	<p>いる B.1.1.529 系統の変異株(オミクロン株)の国内における感染拡大が懸念されている。オミクロン株については、令和3年11月24日に南アフリカから WHO へ最初のオミクロン株感染例が報告されてから、令和4年1月5日までに全世界で128か国から感染例が報告され、感染拡大が進んでいる。我が国においては、令和3年11月28日に懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)に位置付けられ、令和4年1月5日までに水際関係を含め1,480例の感染例が報告されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オミクロン株については、<u>海外の報告から感染・伝播性の増加が示唆されており、感染源が確認できていない事例が継続して発生している地域もあり、国内においても感染例の急増につながるものが懸念される。また、ワクチン接種や自然感染による免疫を逃避する性質が示唆されており、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では低い可能性がある一方、短期間の調査結果ではあるが、3回目接種(追加接種)により発症予防効果が高まる可能性が示唆されて</u></li> </ul>
--	--

2

<p><u>も懸念される。また、ワクチン接種や自然感染による免疫を逃避する性質が示唆されており、ワクチン2回接種による発症予防効果がデルタ株と比較してオミクロン株への感染では著しく低下するものの、3回目接種（追加接種）により発症予防効果が一時的に回復する可能性が示唆されている。また、入院予防効果もデルタ株と比較してオミクロン株においては一定程度の低下を認めるものの、発症予防効果と比較すると保たれており、さらに、3回目接種により入院予防効果が回復するという報告がある。中和抗体薬については、オミクロン株への有効性として中和活性の低下が報告されている薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年1月17日までに、合計1,743,136人の感染者、18,434人の死亡者が確認されている。</p>	<p>いる。(新設)中和抗体薬については、オミクロン株への有効性として中和活性の低下が報告されている薬剤もあることから、投与に当たって留意が必要である。</p> <p>(略)</p> <p>なお、我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、令和4年1月5日までに、合計1,733,269人の感染者、18,390人の死亡者が確認されている。</p>
--	--

3

<p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>ワクチンの総接種回数は、令和4年1月17日現在で2億回を超え、2回目接種を終えた方は約8割となっている。</p> <p>また、令和3年12月からは、追加接種を開始した。</p> <p><u>ワクチン接種は、デルタ株に対する重症化予防・発症予防等の効果が期待されており、海外では一定の感染予防効果を示唆する報告も見られる。我が国のデルタ株の流行期における発症予防効果については、ワクチン2回接種14日以降で87%程度とする報告がある。最も重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が2回目接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。</u></p> <p>(略)</p> <p>今後、<u>若年層の更なるワクチン接種の進展により</u>、令和3年夏と比べて、感染者や重症者は抑えられると期</p>	<p>(2) 感染拡大防止のこれまでの取組 (略)</p> <p>(3) ワクチン接種の進展とこれに伴う患者像の変化 (略)</p> <p>ワクチンの総接種回数は、令和4年1月5日現在で2億回を超え、2回目接種を終えた方は約8割となっている。</p> <p>また、令和3年12月から、追加接種を開始した。</p> <p><u>ワクチン接種については、重症化予防・発症予防等の効果が期待されており、海外では一定の感染予防効果を示唆する報告も見られる。我が国のデルタ株の流行期における発症予防効果については、ワクチン2回接種14日以降で87%程度とする報告がある。最も重症化リスクの高い群である高齢者の約9割が2回目接種を終えたこともあり、感染者数の増加に比べ、重症者数、死亡者数の増加は少なくなっている。</u></p> <p>(略)</p> <p>今後、<u>若年層のワクチン接種の進展により</u>、令和3年夏と比べて、感染者や重症者は抑えられると期待され</p>
---	---

4

<p>待されるほか、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の重症化予防効果も一定程度期待される一方、更なる感染拡大が生じた場合には、感染者全体に占める高齢者の割合が再び上昇すると考えられること、ワクチン接種後にも<u>新型コロナウイルス感染が確認される症例</u>があること、ワクチンの効果について、変異株の出現の可能性や免疫の減衰の影響を踏まえ、引き続き基本的な感染対策が重要である。また、オミクロン株については、短期間の調査結果ではあるが、追加接種により発症予防効果等が回復する可能性が示唆されており、<u>まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし、その後には、一般の方を対象として接種間隔を前倒しして接種を実施するなど、迅速にワクチン接種を進めることが重要である。</u></p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」に</p>	<p>るほか、中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の重症化予防効果も一定程度期待される一方、更なる感染拡大が生じた場合には、感染者全体に占める高齢者の割合が再び上昇すると考えられること、ワクチン接種後にも<u>新型コロナウイルス感染症と診断される症例</u>があること、ワクチンの効果について、変異株の出現の可能性や免疫の減衰の影響を踏まえ、引き続き基本的な感染対策が重要である。また、オミクロン株については、短期間の調査結果ではあるが、追加接種により発症予防効果等が高まる可能性が示唆されており、<u>重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象として、接種間隔を前倒しして接種を実施するなど、迅速にワクチン接種を進めることが重要である。</u></p> <p>(4) 医療提供体制の強化 (略)</p> <p>軽症から中等症（I）の患者を投与対象とする初めての治療薬として令和3年7月19日に特例承認がなされた中和抗体薬「カシリビマブ／イムデビマブ」に</p>
---	---

5

<p>については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口治療薬「モルヌピラビル」が特例承認され、医療現場に供給されている。「モルヌピラビル」については、令和4年1月16日時点で、<u>約13,200の医療機関と約12,000の薬局が登録を終え、このうち、約10,700の医療機関・薬局に対して、約34,200回分の薬剤を配送している。</u></p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>政府は、感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国を停止するとともに、<u>帰国者には、10日間の自宅待機と健康観察を実施している（オミクロン株以外の変異株が支配的となっていることが確認されている国・地域につ</u></p>	<p>については、短期入院による投与や投与後の観察体制の確保等の一定の要件を満たした医療機関による自宅療養者に対する外来・往診での投与等の取組を進めてきた。また、同年9月27日には、中和抗体薬「ソトロビマブ」が、同年12月24日には、経口治療薬「モルヌピラビル」が特例承認され、医療現場に供給されている。「モルヌピラビル」については、令和4年1月6日時点で、<u>約6,000の医療機関と約7,700の薬局が登録を終え、このうち、約6,000の医療機関・薬局に対して、約17,400回分の薬剤を配送している。</u></p> <p>(5) 令和3年9月の感染収束 (略)</p> <p>(6) オミクロン株の発生と感染拡大 (略)</p> <p>政府は、感染・伝播性の増加が示唆されるオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国を停止するとともに、<u>帰国者には、14日間の自宅待機と健康観察を実施している。加えて、オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者には、検疫所の確保する施設での</u></p>
---	---

6

<p>いては14日間としている。)。加えて、オミクロン株に係る指定国・地域からの帰国者には、検疫所の確保する施設での厳格な待機措置を講じている。また、原則として、全ての国内新規感染者について、L452R 変異株 PCR 検査を行うとともに、その時点の検査能力を最大限発揮して全ゲノム解析を実施し、早期探知の体制をとっている。オミクロン株への置き換わりが進んだ自治体（目安としてL452R 変異株 PCR 検査陰性率が70%の自治体）については、感染者の5-10%分の変異株 PCR 検査及びゲノム解析を実施することも可能としており、引き続き変異株の発生動向を監視している。</p> <p>また、オミクロン株の濃厚接触者の待機期間について、これまでに得られた科学的知見に基づき、14日から10日に短くするとともに、地域における社会機能の維持のために必要な場合には、自治体の判断により、社会機能を維持するために必要な事業（別添に掲げる事業を参考として、自治体が適当と認める事業）に従事する者に限り、10日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱いを実施できることとしている。</p>	<p>厳格な待機措置を講じている。また、全ての国内新規感染者について、L452R 変異株 PCR 検査を行うとともに、その時点の検査能力を最大限発揮して全ゲノム解析を実施し、早期探知の体制をとっている。（新規）</p> <p>（新規）</p>
--	---

7

<p>さらに、政府は、オミクロン株が急速に拡大する最悪の事態に備えるため、水際対策の骨格を維持しつつ、予防、検査、早期治療の枠組みを一層強化し、国内対策に重点を移し始めている。ワクチンの追加接種については、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし、その後には、一般の方を対象として接種間隔を前倒しして接種を実施することとし、また、オミクロン株について、海外渡航歴がなく、感染経路が不明の事案が発生したことを受け、感染拡大が懸念される地域での無料検査を開始している。経口薬については令和3年内の実用化を目指し、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」を特例承認し、医療現場に供給するなどの取組を進めている。あわせて、都道府県における在宅療養をされる方々への健康観察や訪問診療体制の準備状況の自己点検を実施し、政府の方針として、在宅療養体制が整った自治体において、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、陽性者を全員入院、濃厚接触者を全員宿泊施設待機としている取組を見直し、症状に応じて宿泊・自宅療養も活用し、万全の対応ができるようにしている。</p>	<p>さらに、政府は、オミクロン株が急速に拡大する最悪の事態に備えるため、水際対策の骨格を維持しつつ、予防、検査、早期治療の枠組みを一層強化し、国内対策に重点を移す準備を始めている。ワクチンの追加接種については、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象として、接種間隔を前倒しして接種を実施することとし、また、オミクロン株について、海外渡航歴がなく、感染経路が不明の事案が発生したことを受け、感染拡大が懸念される地域での無料検査を開始している。経口薬については令和3年内の実用化を目指し、令和3年12月24日には「モルヌピラビル」を特例承認し、医療現場に供給するなどの取組を進めている。あわせて、都道府県における在宅療養をされる方々への健康観察や訪問診療体制の準備状況の自己点検を実施し、政府の方針として、在宅療養体制が整った自治体において、自治体の総合的な判断の下、感染の急拡大が確認された場合には、陽性者を全員入院、濃厚接触者を全員宿泊施設待機としている取組を見直し、症状に応じて宿泊・自宅療養も活用し、万全の対応ができるようにしている。</p>
---	---

8

<p>こうした状況に鑑み、令和4年1月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月9日から同月31日までの23日間とし、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行った。</p> <p>令和4年1月19日には、<u>感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月21日から同年2月13日までの24日間とする公示を行った。</u><u>あわせて、オミクロン株による感染が急速に拡大している状況等を踏まえ、後述するワクチン・検査パッケージ</u></p>	<p>こうした状況に鑑み、令和4年1月7日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、法第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を同月9日から同月31日までの23日間とし、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行った。</p> <p><u>(新設)</u></p>
---	--

<p><u>ジ制度については、原則として、当面適用しないこととした。</u></p> <p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種</p> <p>政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、<u>感染防止に万全を期する観点から、まずは、重症化リスクが高い高齢者などの方々を</u></p>	<p>二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針 (略)</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>二の全般的な方針を踏まえ、主として以下の重要事項に関する取組を進める。</p> <p>(1) 情報提供・共有 (略)</p> <p>(2) ワクチン接種</p> <p>政府、都道府県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行う。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 追加接種については、2回目接種完了から8か月以上経過した方に順次、接種することを原則としていたが、<u>感染防止に万全を期する観点から、重症化リスクが高い高齢者などの方々を対象とし</u></p>
--	---

<p>対象とし、その後には、一般の方も対象として接種間隔を前倒して接種を実施する。(削除) 追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。</p> <p>⑤ 政府は、追加接種についても、これまでの接種状況も踏まえた上で、引き続き、各地方公共団体の接種会場や、職域（大学等を含む。）による接種を実施するとともに、<u>自衛隊による大規模接種会場を設置し、地方公共団体によるワクチン接種に係る取組を後押しする。</u></p> <p>⑥～⑨ （略）</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 （略）</p>	<p>て、接種間隔を前倒して接種を実施する。高齢者等以外の方々への前倒しについては、<u>今後の国内の感染動向やワクチンの供給力等を踏まえつつ、引き続き検討する。</u>追加接種に使用するワクチンについては、1回目・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチンを用いる。また、引き続き1回目・2回目未接種者に対する接種機会を確保し、接種を促進する。これらの接種に使用するワクチンについて、安定的な供給を行う。</p> <p>⑤ 政府は、追加接種についても、これまでの接種状況も踏まえた上で、引き続き、各地方公共団体の接種会場や、職域（大学等を含む。）による接種を実施する。</p> <p>⑥～⑨ （略）</p> <p>(3) サーベイランス・情報収集 （略）</p>
--	---

<p>(4) 検査</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、<u>ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨する。</u>このため、政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象とした<u>ワクチン・検査パッケージ又はそれ以外の者も対象とした対象者全員検査等の検査</u>を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道</p>	<p>(4) 検査</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるためには、ワクチン接種や検査による確認を促進することが有効であり、政府は、都道府県と連携しながら、<u>ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間の取組を推奨する。</u>このため、政府は、都道府県が、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない者を対象として、<u>ワクチン・検査パッケージ等の検査</u>を令和4年3月末まで予約不要、無料とできるよう支援を行う。また、都道府県は、感染が拡大傾向にある場合には、都道府県知事の判断により、法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して、ワクチン接種者を含めて検査を受けることを要請するものとする。この場合において、都道府県はあらかじめ政府と協議するものとする。政府は、都道府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を</p>
--	---



<p>府県が当該要請に基づき検査を受検した者については、検査費用を無料とすることができるよう支援を行う。</p> <p>(5) まん延防止</p> <p>1) 緊急事態措置区域における取組等 (飲食店等に対する制限等)</p> <p>① 特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うものとする。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗(以下「認証店」という。)において21時までの営業</p>	<p>無料とすることができるよう支援を行う。</p> <p>(5) まん延防止</p> <p>1) 緊急事態措置区域における取組等 (飲食店等に対する制限等)</p> <p>① 特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、法第45条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等(飲食業の許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間の短縮(20時までとする。)の要請を行うものとする。ただし、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗(以下「認証店」という。)において21時までの営業</p>
---	---

<p>(酒類提供も可能)もできることとするほか、<u>認証店及び飲食を主として業としていない店舗において、対象者全員検査を実施した場合には</u>、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店における対象者全員検査を実施した会食</u>については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(施設の使用制限等) (略)</p> <p>(イベント等の開催制限)</p> <p>① (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容</li> </ul>	<p>(酒類提供も可能)もできることとするほか、<u>認証店及び飲食を主として業としていない店舗において、ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した場合には</u>、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることとする。</p> <p>(略)</p> <p>② 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した会食</u>については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(施設の使用制限等) (略)</p> <p>(イベント等の開催制限)</p> <p>① (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容</li> </ul>
--	--

<p>率の上限を 100%とする。さらに、<u>対象者全員検査を実施した場合</u>には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(外出・移動)</p> <p>特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、<u>対象者全員検査を受けた者</u>は、その対象としないことを基本とする。</p> <p>(その他) (略)</p> <p>2) 重点措置区域における取組等</p>	<p>率の上限を 100%とする。さらに、<u>ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した場合</u>には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。</p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>(外出・移動)</p> <p>特定都道府県は、法第 45 条第 1 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促す。この場合において、<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査を受けた者</u>は、その対象としないことを基本とする。</p> <p>(その他) (略)</p> <p>2) 重点措置区域における取組等</p>
---	---

<p>(略)</p> <p>(飲食店等に対する制限等)</p> <p>① 都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、<u>都道府県知事の判断による上記の重点措置を講じるべき区域</u>（以下「措置区域」という。）において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21 時までとすることを基本とする。）の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする（また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対</p>	<p>(略)</p> <p>(飲食店等に対する制限等)</p> <p>① 都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、<u>都道府県知事の判断により、上記の重点措置を講じるべき区域</u>（以下「措置区域」という。）において、法第 31 条の 6 第 1 項等に基づき、認証店以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対する営業時間の短縮（20 時までとする。）の要請を行うとともに、酒類の提供を行わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間の短縮（21 時までとすることを基本とする。）の要請を行うこととする。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする（また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。）。</p> <p>(略)</p> <p>② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対</p>
---	--

<p>し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。</u></p> <p>③・④ （略） （施設の使用制限等） （略） （イベント等の開催制限）</p> <p>① （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。<u>さらに、対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。</u></li> </ul> <p>（略）</p>	<p>し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。</u></p> <p>③・④ （略） （施設の使用制限等） （略） （イベント等の開催制限）</p> <p>① （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限 20,000 人かつ収容率の上限を 100%とする。<u>さらに、ワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。</u></li> </ul> <p>（略）</p>
--	--

<p>② （略） （外出・移動）</p> <p>① （略）</p> <p>② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。<u>この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。</u></p> <p>（その他） （略）</p> <p>3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等 （飲食店等に対する制限等）</p> <p>① （略）</p>	<p>② （略） （外出・移動）</p> <p>① （略）</p> <p>② 都道府県は、措置区域において、法第 24 条第 9 項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うものとする。また、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すものとする。<u>この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。</u></p> <p>（その他） （略）</p> <p>3) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等 （飲食店等に対する制限等）</p> <p>① （略）</p>
--	---

<p>② 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする（都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。</u></p> <p>③ （略） （施設の使用制限等） （略） （イベント等の開催制限） （略） （外出・移動）</p> <p>① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、<u>この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする（都道府県知事の判断によ</u></p>	<p>② 都道府県は、感染拡大の傾向がみられる場合には、法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食を避けるよう要請するものとし、<u>認証店におけるワクチン・検査パッケージ制度を適用又は対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの 5 人以上の会食も可能とする。</u></p> <p>③ （略） （施設の使用制限等） （略） （イベント等の開催制限） （略） （外出・移動）</p> <p>① 都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するよう促すものとする。また、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すものとし、<u>この場合において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用又は対象者全員検査を受けた者は、その対象としないこ</u></p>
--	---

<p><u>り、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。）。</u></p> <p><u>こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。</u></p> <p>②・③ （略） （その他） （略）</p> <p>4) 職場への出勤等 <u>（都道府県から事業者への働きかけ）</u></p> <p>① 都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」等</u></li> </ul>	<p>とを基本とする。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すものとする。</p> <p>②・③ （略） （その他） （略）</p> <p>4) 職場への出勤等 <u>（新設）</u></p>
---	---

<p><u>を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気の状態を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。</u></li> <li>・ <u>さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。</u></li> <li>・ <u>高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務(テレワーク)や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。</u></li> </ul> <p>② 特定都道府県は、事業者に対して、<u>上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</u></p>	<p>① 特定都道府県は、事業者に対して、<u>下記③に示された感染防止のための取組等に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</u></p>
---	--

<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。(削除)</u></li> <li>・ <u>別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の</u></li> </ul>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場においては、感染防止のための取組(手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等)や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。</u></li> </ul> <p><u>(新規)</u></p>
---	--

<p><u>特性を踏まえ、業務を継続すること。</u></p> <p>③ <u>重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場においては、「感染リスクが高まる「5つの場面」」を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。(削除)</u></li> <li>・ <u>別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。</u></li> </ul> <p>④ <u>緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都</u></p>	<p>② <u>重点措置区域である都道府県においては、下記③に示された感染防止のための取組等に加え、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>職場においては、①に記載された感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。(新規)</u></li> </ul> <p>③ <u>緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都</u></p>
---	---

23

<p><u>道府県においては、事業者に対して、上記①に加え、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進すること。(削除)</u></li> </ul> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>道府県においては、以下の取組を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事業者に対して、在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。</u></li> <li>・ <u>職場においては、①に記載された感染防止のための取組や、「三つの密」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。</u></li> <li>・ <u>感染防止策の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器等の設置を支援するとともに、ビル管理者等に対して、換気状況を二酸化炭素濃度測定器により確認する場合の留意点等を周知すること。</u></li> <li>・ <u>さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。</u></li> <li>・ <u>高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスク</u></li> </ul>
--	--

24

<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(政府等の取組)</u></p> <p>⑤ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。</p> <p>⑥ 政府は、<u>上記①、②、③及び④</u>示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問等事業者と接する機会等を捉え、事業者自らが当該事項の遵守</p>	<p><u>のある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。</u></p> <p>・ <u>別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>④ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。</p> <p>⑤ 政府は、<u>上記①、②及び③</u>に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問等事業者と接する機会等を捉え、事業者自らが当該事項の遵守状</p>
---	---

25

<p>状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。</p> <p>5) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感</p>	<p>況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。</p> <p>5) 学校等の取扱い</p> <p>① 文部科学省は、学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する（緊急事態措置区域においては、大学等の感</p>
--	---

26

<p>染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、対象者全員検査の実施等により、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育委員会や学校</p>	<p>染対策の徹底とともに、遠隔授業もより一層活用した学修者本位の授業の効果的な実施による学生等の学修機会の確保を図る)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会等については、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛（ただし、<u>ワクチン・検査パッケージ制度の適用等により</u>、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動について可能とする。))を要請する。特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。また、大学、高等学校等における軽症状者に対する抗原簡易キット等の活用（部活動、各種全国大会前での健康チェック等における活用を含む。）や、中学校、小学校、幼稚園等の教職員や速やかな帰宅が困難であるなどの事情のある児童生徒（小学校4年生以上）への抗原簡易キットの活用を奨励する。また、教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう、大学拠点接種を実施する大学に対し、地域の教育</p>
---	---

27

<p>法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。</p> <p>②・③（略）</p> <p>6）（略）</p> <p>（6）水際対策（略）</p> <p>（7）医療提供体制の強化（略）</p> <p>（8）治療薬の実用化と確保（略）</p> <p>（9）経済・雇用対策</p>	<p>委員会や学校法人が大学拠点接種会場での接種を希望する場合の積極的な協力を依頼するとともに、地方公共団体に対し、大規模接種会場の運営に当たり、教育委員会や私学担当部局がワクチン担当部局と連携し、希望する教職員や受験生へのワクチン接種が進むよう取組を行うなどの配慮を依頼する。大学入試、高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。</p> <p>②・③（略）</p> <p>6）（略）</p> <p>（6）水際対策（略）</p> <p>（7）医療提供体制の強化（略）</p> <p>（8）治療薬の実用化と確保（略）</p> <p>（9）経済・雇用対策</p>
---	---

28



<p>新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、令和3年度補正予算を含む「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を迅速かつ着実に実行する。具体的には、事業復活支援金、雇用調整助成金、実質無利子・無担保融資、子育て世帯等に対する給付、マイナポイント等の事業や雇用・生活・暮らしを守る支援策を着実に実施する。あわせて、感染状況について最悪の事態を想定して、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し、<u>経済社会活動を極力継続できる環境を作り、安全・安心を確保していく。</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項</p> <p>1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等 (略)</p> <p>2) 関係機関との連携の推進 (略)</p> <p>3) 社会機能の維持</p>	<p>新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」による「新しい資本主義」を起動させ、国民の安全・安心を確保するため、令和3年度補正予算を含む「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を迅速かつ着実に実行する。具体的には、事業復活支援金、雇用調整助成金、実質無利子・無担保融資、子育て世帯等に対する給付、マイナポイント等の事業や雇用・生活・暮らしを守る支援策を着実に実施する。あわせて、感染状況について最悪の事態を想定して、医療提供体制の強化やワクチン接種の促進、治療薬の確保に万全を期し、<u>ワクチン・検査パッケージ等を活用し、経済社会活動を極力継続しつつ、安全・安心を確保していく。</u></p> <p>(略)</p> <p>(10) その他重要な留意事項</p> <p>1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等 (略)</p> <p>2) 関係機関との連携の推進 (略)</p> <p>3) 社会機能の維持</p>
---	--

<p>①～③ (略)</p> <p>④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。</p> <p>⑤ <u>国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についても、テレビ会議及び在宅勤務(テレワーク)の積極的な実施に努める。</u></p> <p>⑥ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。</p> <p>⑦ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。</p> <p>⑧ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。</p> <p>(別添) <u>事業の継続が求められる事業者</u></p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、業務継続計画の点検を行い、事業の継続を図る。 <u>(新規)</u></p> <p>⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。</p> <p>⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブル等を防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。</p> <p>⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。</p> <p>(別添) <u>緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者</u></p>
--	--

<p>以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <p><u>1. 医療体制の維持</u> (略)</p> <p><u>2. 支援が必要な方々の保護の継続</u> (略)</p> <p><u>3. 国民の安定的な生活の確保</u> (略)</p> <p><u>4. 社会の安定の維持</u>  ・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>5. その他</u>  ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サブ</p>	<p>以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。</p> <p><u>1. 医療体制の維持</u> (略)</p> <p><u>2. 支援が必要な方々の保護の継続</u> (略)</p> <p><u>3. 国民の安定的な生活の確保</u> (略)</p> <p><u>4. 社会の安定の維持</u>  ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態宣言の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>5. その他</u>  ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場等）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サブ</p>
--	---

<p>ライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。</p> <p>・<u>学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。</u></p>	<p>ライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。</p> <p>(新規)</p>
---	--